

### 1. 市民の声でいただいたご意見を紹介します！

大阪市では、市民のみなさまから市政に対するいろいろな声をいただき、本市施策へ反映させ、みなさまに信頼される区政・市政の実現をめざすとともに、市民のみなさまへの情報発信に努めています。今回は、区役所 1 階に設置しているご意見箱へ寄せられた市民の声を紹介します。

#### 区役所内の清掃状況について

3 F 便所を使用しました。汚かった。多分、雑巾でサッと拭いただけで、清掃していると思えない。他の館内の廊下の壁等も汚れたままである。一般の民間会社のビルの方がきちんと清掃されている。

#### (淀川区役所からの回答)

この度は、不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。

淀川区役所では、区民の皆さまに快適に過ごしていただけるよう、きれいな庁舎でお迎えしたいと考えております。

3 階トイレ及び廊下等の清掃状況を確認し、早速清掃を行い、清潔な状態といたしました。

庁舎内の清掃につきましては、清掃委託業者による清掃及び点検を行っている他、職員による巡視も随時行っております。今後は、以下の通り清掃委託業者にて徹底します。



〔トイレ〕 清掃を行った後、別の作業員が点検を兼ねて巡回を行います。

〔廊下等〕 これまでのモップでの清掃・汚染部分の水拭きに加え、ハンディクリーナーを使用した巡回清掃を適宜行います。

また、職員においても、積極的に清掃状況の確認を行うなどして、庁舎を清潔な状態に保つよう心掛けてまいります。



#### 嬉しいお言葉も寄せられました！

❖ 私はトランスジェンダーで外見と名前の性別が一致しませんが、一度「ご本人ですか？」と聞かれる程度で、どの窓口もスムーズでとても安心しました。

普通に対応してくださり、ありがとうございます。

❖ 4 F の健康保険窓口で、とある女性職員の方に大変優しくしてもらいました。

書類を封筒に入れてくれたり、とても親切でした。子供が一緒だったので助かりました。ありがとうございました。

この度はお褒めの言葉をいただき、ありがとうございます。  
これを励みに、今後も「みんなの笑顔がつながるまち」をめざし、親切・丁寧な対応を心掛けてまいります。



【担当】 淀川区役所政策企画課（5 階 51 番） 電話：6308-9683/FAX：6885-0534

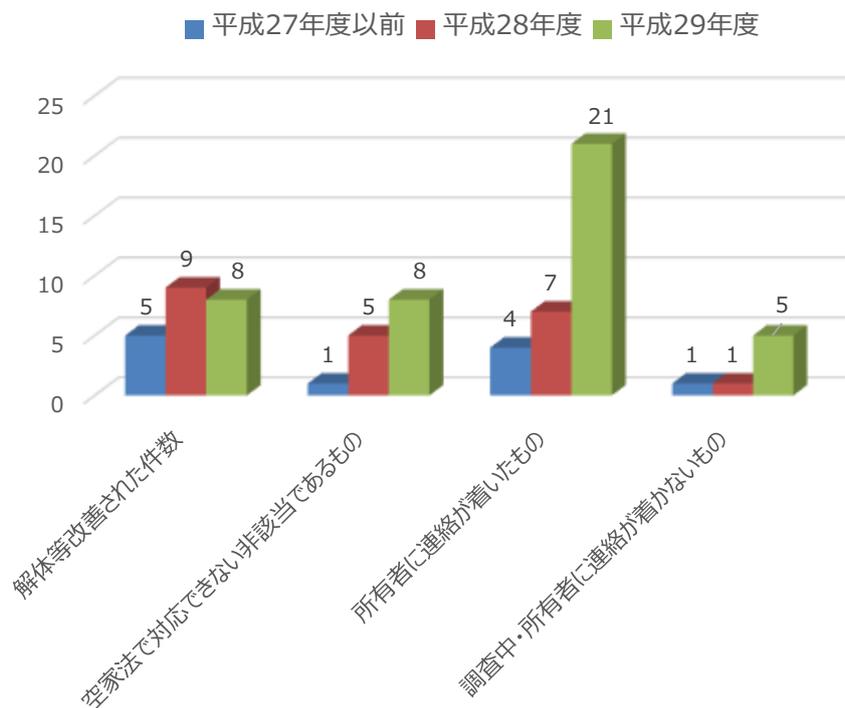
## 2. 空家問題に関するご相談をお受けいたします。

平成 27 年 5 月 26 日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(いわゆる空家法)に基づき、大阪市では「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」を策定し、平成 28 年 4 月から各区役所に空家相談の窓口を設置しています。



設置から 2 年が経過し、現在の淀川区役所での相談状況や進捗状況について報告いたします。

### 空家等相談対応状況



〈相談窓口のご案内〉

淀川区役所政策企画課

(5 階 51 番)

電話：6308-9683

近隣の空家、所有の空家のご相談をお受けいたします。



HP 淀川区 空家 検索

内 訳	空家等通報件数			
	H27 年度以前	H28 年度	H29 年度	合 計
解体等改善された件数	5	9	8	22
空家法で対応できない非該当であるもの	1	5	8	14
所有者に連絡が着いたもの	4	7	21	32
調査中・所有者に連絡が着かないもの	1	1	5	7

※平成 27 年度以前は都市計画局から引き継ぎを行った老朽危険家屋の件数となります。

平成 30 年度につきましては 6 月 1 日現在、7 件の空家等の相談があります。随時、所有者調査を行い、判明後速やかに通知文書を発送、現状確認、注意、助言、指導等粘り強く対応を行ってまいります。

また、空家の所有者等からの相談もお受けしており、税や相続、その他の相談先のご案内を行っております。